

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 株式会社R o o t s d o l l
- (2) 代表者名 代表取締役 川原 直子
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市小若江3—6—18 アミティカジュアル1階

2 対象事業所

- (1) 名 称 一花
- (2) 事業種別 就労継続支援（B型）
- (3) 所 在 地 大阪府東大阪市宝持二丁目2番10号
- (4) 指定年月日 令和4年9月1日

3 指定の取消日

令和4年11月30日

4 処分理由

(1) 設備基準違反（法第50条第1項第4号）

新規指定時より、事業所物件について所有者と賃貸借契約を交わしておらず、専ら指定就労継続支援（B型）事業の用に供する区画を有していなかった。また、令和4年9月10日以降は、当該区画に全く立ち入ることができない状態となり、適正に指定就労継続支援（B型）サービス事業を運営することができなくなった。

(2) 不正の手段による指定（法第50条第1項第8号）

①管理者の実務経験証明書について、法人において偽造した虚偽の実務経験証明書を本市に提出し、指定を受けた。

②事業所の賃貸借契約書について、設備基準を満たしているよう装うため、法人と所有者の間で交わしたとする虚偽の賃貸借契約書を本市に提出し、指定を受けた。

③従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表について、当初より常勤で配置する予定のない者を常勤の目標工賃達成指導員として本市に提出し、指定を受けた。

5 欠格事由該当者

川原 直子 (株式会社R o o t s d o l l 代表取締役)

金 真士 (一花 管理者)

東大阪市福祉部指導監査室

障害福祉事業者課

電話：06-4309-3187